

○寒川町地域自立支援協議会設置要領

平成22年4月1日

改正 平成23年4月1日

平成25年4月1日

平成29年4月1日

令和2年9月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89号の3第1項の規定に基づき設置する寒川町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援体制の強化に関すること。
- (2) 町の障がい福祉施策の検討、評価及び提案に関すること。
- (3) 町の障がい福祉に係る計画の検討、評価及び提案に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がいのある当事者及びその家族
- (2) 障がい福祉関係団体の職員

(3) 公募の町民

(4) その他町長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 協議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その

職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福祉部福祉課又は寒川町障害者基幹相談支援センター事業実施要綱（令和2年10月1日施行）第4条の規定に基づき受託した社会福祉法人等が担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず当該任命の日から平成24年6月30日までとする。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月 日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

